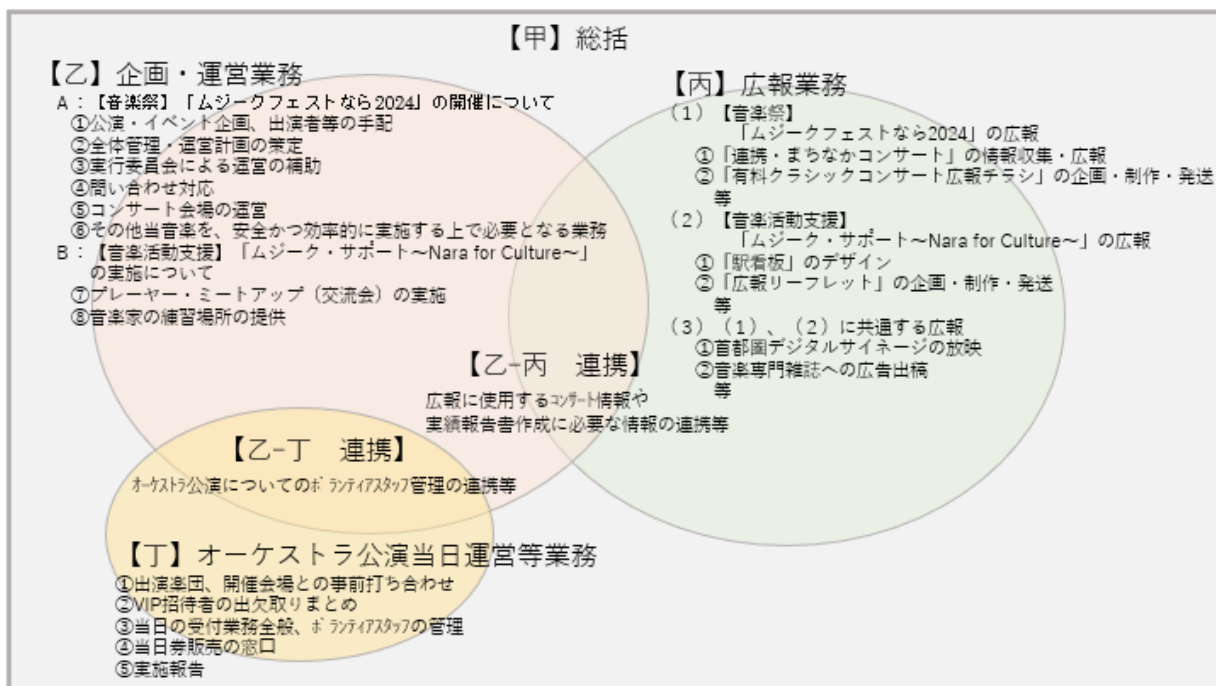


令和6年度ムジークフェストなら企画・運營業務仕様書

本仕様書は、ムジークフェストなら実行委員会（以下、「甲」という。）が委託事業者（以下、「乙」という。）に委託して実施する「令和6年度ムジークフェストなら企画・運營業務」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

また、本業務は、別委託契約である「令和6年度ムジークフェストなら広報業務」受託事業者（以下、「丙」という。）と、「ムジークフェストなら2024オーケストラ公演当日運営等業務」受託事業者（以下、「丁」という。）との綿密な連携が必要であることを留意すること。



1 業務概要

(1) 業務名

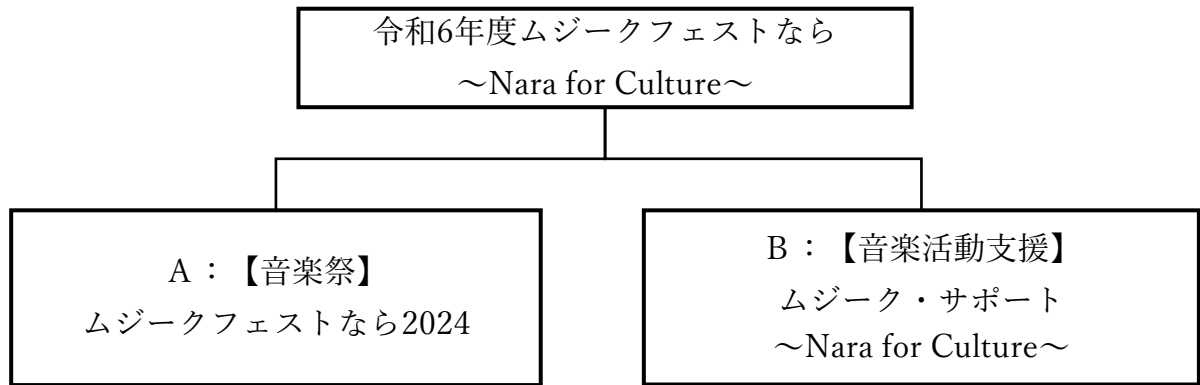
「令和6年度ムジークフェストなら」企画・運營業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本業務では、奈良を“クリエイティブ・アーティストが集まる場”にすることを目指して、甲が令和6年度に実施する以下の2つの事業について企画・運営を行う。

「ムジークフェストなら2024」は、奈良県内のさまざまな会場で、クラシックをはじめとした上質な音楽によるコンサートを開催することで、奈良で文化・芸術に触れる機会を提供することを目的とする事業である。本業務では、公演の企画、全体管理等を通じて、「ムジークフェストなら2024」の各公演を円滑に開催することを目的とする。

「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」は、奈良が「若者等が創作活動に挑戦し成長できる土地」になることを目指し、クリエイティブな音楽活動を支援する事業である。本業務では、音楽関係者、企業等による交流の促進や、練習場所の提供などを通して、音楽演奏家の活動を支援することを目的とする。



(3) 業務内容

奈良県内の各地で音楽祭「ムジークフェストなら 2024」（令和6年5月～12月）の開催及び、音楽活動支援「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」を実施するにあたり必要となる以下の①～⑧の業務について、甲から一括して委託する。

なお、令和6年度ムジークフェストなら事業計画(<http://www.pref.nara.jp/51513.htm>)の内容をよく理解したうえで実施すること。

【業務概要】

A：【音楽祭】「ムジークフェストなら 2024」の開催について

- ① 公演・イベント企画、出演者等の手配
- ② 全体管理・運営計画の策定
- ③ ムジークフェストなら実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）の運営補助
- ④ 問い合わせ対応
- ⑤ コンサートの運営
- ⑥ その他当音楽を、安全かつ効率的に実施する上で必要となる業務

※業務内容は、感染症等の影響により変更する可能性がある。

B：【音楽活動支援】「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」の実施について

- ⑦ プレーヤー・ミートアップ（交流会）の実施
- ⑧ 音楽家の練習場所の提供

【業務詳細】

A：【音楽祭】「ムジークフェストなら 2024」の開催について

- ① 公演・イベント企画、出演者等の手配

(ア) 令和6年5月18日（土）予定、東大寺大仏殿で開催する無料公演（甲が主催する公演）

- ・出演者（プロアーティスト）等の手配及び連絡調整を実施すること（1公演あたり60分程度）。
- ・出演者の選定にあたっては、県内出身者または県内で活躍している者を優先することとし、また演奏する音楽ジャンルはクラシックを中心として提案すること。
- ・公演の情報については、「ムジークフェストなら 2024 公式ガイドブック（以下、「ガイドブック」という。）」及び「ムジークフェストなら 2024 公式Webサイト（以下、Webサイト）という。）等で情報発信をするため、2月上旬までにその企画を固め、必要な情報（出演団体名、演奏ジャンルなど）を収集すること。

- ・出演者の選定については、会場管理者及び甲の意向も反映して実施すること。

(イ) まちかどコンサート

- ・県内主要駅の広場、公園、社寺境内等の一定の人通りが見込まれるオープンスペースで、令和6年5月20日（月）～5月31日（金）の平日、日中に5公演程度実施すること。
- ・1公演60分程度とし、開催日時、場所、出演者（プロアーティスト）等の手配及び連絡調整を実施すること。なお、事前申し込み不要の無料コンサートとする。
- ・出演者の選定にあたっては、県内出身者または県内で活躍している者を優先することとし、また屋外で演奏可能なジャンルとすること。
- ・公演の情報については、ガイドブック及びWebサイト等で情報発信をするため、2月上旬までにその企画を固め、必要な情報（開催日時、場所、出演団体名、演奏する音楽ジャンルなど）を収集すること。
- ・開催場所、出演者の選定については、甲の意向も反映して実施すること。

(ウ) アウトリーチ（保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校等への出張）公演

- ・アウトリーチ公演の開催を希望する施設等を3月から募集すること。なお、令和6年3月下旬に発行されるガイドブック内でも並行して募集の広報を実施し、5月中に募集を締め切る予定（募集状況によっては時期がずれる可能性あり）。
- ・アウトリーチ公演の開催を希望する施設等からの申込窓口を設置し、実施先を15箇所程度に選定すること。
- ・出演者（プロアーティスト）を手配し、施設および出演者と企画内容等を調整し、令和6年7月末までに実施すること。
- ・開催場所の選定については、甲の意向も反映して実施すること。
- ・出演者は甲が主催する公演と重複可とする。

B：【音楽活動支援】「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」の実施について

(ア) プレーヤー・ミートアップ（交流会）の企画

<事業目的>

演奏家やイベント関係者、演奏家を支援したい企業や個人、県庁職員等による交流会を実施。音楽関係者同士の新たな繋がりや、演奏家のニーズを吸い上げて今後の施策に反映するために実施するもの。

- ・日時：令和6年3月31日（日）までに1回。
- ・交流会は計2時間程度。
- ・50名程度の音楽関係者等（事前申込制）との意見交換及び交流を行うため、多くの人が集まりやすい立地、日程、時間帯の会場を手配すること。
（奈良市内のオープンエアなカフェやレストランを想定。）
- ・会場と打合せのうえ、立食スタイルの会場レイアウトとし、参加者にフリードリンク（アルコール含む）と軽食を提供すること。
- ・立食パーティーにて、意見交流が活発となるプログラムや仕立てを企画すること。

- ・事業目的を勘案し、本交流会への参加を呼びかけることが有益であると思われる演奏家や団体の情報を提供すること。

② 全体管理・運営計画の策定

- ・甲と連携して事業全体を管理し、安全かつ円滑に運営するための実施計画を策定すること。
- ・業務の内容により、丙、丁とも連携し管理すること。

③ 事務局の運営補助

※丙と連携すること。

(ア) 必要に応じて、事務局内に連絡調整人員を配置し、下記の業務を実施すること。

- ・出演者及び会場との連絡調整・交渉、音響設備及び運営面での助言など、専門的な知見や経験を生かし運営を補助すること。
- ・甲が手配するサーバー及びドメインを使用し、Web サイトの制作及び更新を行い、Web 上での情報発信を実施すること。
- ・Web サイトはデスクトップ端末やタブレット端末、モバイル端末でも快適に利用できるようレスポンス対応とすること。なお、レイアウトやユーザーインターフェイス等についてはモバイル端末による利用を第一に考え、開発すること。
- ・Web サイトに必要な機能については、甲・乙協議の上決定した機能を盛り込み、開発すること。
- ・企画内容毎にページを構成するなど、一般ユーザーが直感的に公演情報を検索できるようにすること。
- ・甲主催公演の出演アーティスト情報をまとめたページを作成し、アーティストから公演を検索できるようにすること。
- ・丙と連携し、甲が主催する公演、及び「連携・まちなかコンサート」の情報を Web サイトに掲載すること。
- ・Web サイトのトップページ上部にて、「連携・まちなかコンサート」で直近 1 週間以内に開催されるコンサートのサムネイルを自動で表示するなどして、甲主催公演以外にも多彩なコンサートが開催されることに気付きやすい仕掛けをすること。
- ・丙と連携し、甲が主催する有料クラシックコンサート（4 公演）の特集ページを制作すること。
- ・開催期間が長期間に渡るため、終了したコンサートについては終了していることを分かりやすくし、これから開催されるコンサートを見やすくすること。
- ・「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」についての Web コンテンツを制作すること。
- ・「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」の Web コンテンツ内に、選出したアーティスト（5 名程度）を紹介する特設ページを作成すること。なお、アーティストの情報については、甲より情報提供するものとする。

(イ) 会場、出演者及び公演の詳細について管理するためのデータベースシステムを構築すること。

(ウ) Google Forms 等にて、アンケート結果の集計が自動生成される WEB アンケート入力フォームを作成し、集計すること。

- ・アンケート内容については、甲と協議のうえ決定するもの

④ 問合せ対応

- ・県民等からの問合せに対する電話窓口の設置。

期間：令和6年3月下旬（予定）～6月2日（日）において、週あたり6日以上、有人での電話対応窓口を設置し、問合せに対応すること。なかでも、甲が主催する公演の開催期間中（令和6年5月18日（土）～6月2日（日））は毎日対応すること。

受付時間：10：00～17：00

- ・県民等からの問合せに対するフォームの設置。

期間：令和6年3月下旬（予定）～12月23日（月）において、Web サイト内に問合せフォームを設置し、対応すること。

- ・場所、必要な物品・経費については委託費に含めるものとし、乙が手配し負担すること。

⑤ コンサートの運営

A：【音楽祭】「ムジークフェストなら 2024」の開催について

(ア) 無料公演の来場者受付、整理券発行

- ・事前申込制の公演について、申込者の事前募集、申込情報整理並びに入場整理券の作成及び事前配布を実施すること。

※2024 事前申込制会場数：1 公演程度 想定来場者数 約 1,000 名

(イ) 東大寺大仏殿を会場とした無料公演の設営及び運営

- ・会場及び出演者との連絡調整及び当日の進行管理をすること。
- ・音響、美術、照明、備品、控室及び電源設備等を手配すること。
- ・舞台、音響、照明、椅子及びバナー等を設営・撤去すること。
- ・司会者もしくは影アナウンスを手配すること。
- ・会場の特性上、アコースティックピアノの使用は不可。電子ピアノが必要な場合は、甲所有の電子ピアノの貸し出しが可能。
- ・音響機材の持込が必要な場合は、必要な機材の手配をすること。
- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去をすること。
- ・運営補助員を6名配置及びボランティアスタッフを4名程度（計10名程度）し、観客の誘導等の実施をすること。
- ・大勢の一般拝観者も混在することとなるため、公演鑑賞エリアの確保と、一般拝観者の動線確保を考慮した誘導人員配置をすること。
- ・車イス優先観覧エリアを設置すること。
- ・海外からの観光客の来場が多く見込まれるため、日本語／英語／中国語等の多言語による案内・誘導サインの作成と、公演鑑賞者と拝観者の効果的なエリア分けと誘導人員配置案を策定すること。

(ウ) アウトリーチ運営 (15カ所程度)

- ・当日の進行管理は乙のみで実施すること。
- ・出演者、アウトリーチ希望施設と企画・連絡調整（公演実施内容も含む）を行うこと。
- ・音響資材等は原則、実施施設の備え付けのものを使用すること。（不足については乙にて手配するもの。）
- ・各舞台袖にバナーを設置すること。
- ・実施施設にて、甲より指定するチラシの配布を行うこと。
- ・各会場の参加者数の集計、アンケート回収および記録写真の撮影を行うこと。

(エ) 屋外コンサート企画の運営

(i) まちかどコンサート

- ・当日の進行管理は乙のみで実施すること。
- ・日時：令和6年5月20日（月）～5月31日（金）の平日（日中）で60分程度。
- ・会場：県内主要駅の広場、公園、社寺境内等のオープンスペース（5カ所程度）。
- ・会場及び出演者との連絡調整及び当日の進行管理。
- ・音響、美術、照明、備品、出演者控え室（またはテント）及び電源設備等の手配。
- ・舞台、音響、照明、バナー等の設営・撤去。
- ・司会者もしくは影アナウンスの手配（受託事業者が兼務することも可）。
- ・会場の特性上、ピアノを使用する場合は電子ピアノで演奏すること。なお、必要に応じて、甲所有の電子ピアノの貸し出し可能。
- ・音響機材等の持込が必要な場合の手配。
- ・会場はオープンスペースであり、一般通行者が混在することとなるため、公演鑑賞エリアや、一般通行者の動線確保を考慮した誘導人員配置をすること。
- ・公演当日は運営補助員3名及びボランティアスタッフを3名程度（計6名程度）配置し、観客の安全確保とともにスムーズな誘導の実施を行うこと。
- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去。
- ・海外からの観光客の来場が多く見込まれるため、日本語／英語／中国語等の多言語による案内、誘導サインの作成。

(ii) あおぞら吹奏楽

- ・日時：令和6年6月1日（土）午後 時間未定
- ・会場：国営飛鳥歴史公園 あすか風舞台
- ・甲が手配した出演者による、吹奏楽をメインとした屋外コンサート「あおぞら吹奏楽」を実施し、出演者との連絡調整及び当日の進行管理を行うこと。
（出演者は吹奏楽団体：5団体程度、プロ演奏者：1組程度を想定）
- ・音響、美術、照明、備品、控室（テント）及び電源の手配、設置並びに撤去。
- ・観客の入退場については管理する必要は無く、申し込み不要、座席なしの自由観覧とすること。
- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去。
- ・駐車場内及び隣接する横断歩道の誘導等を実施する交通誘導警備員の手配（計3名）。
- ・観覧者用シャトルバスを2路線（橿原神宮前駅⇄明日香村石舞台駐車場、近隣臨時駐車

場⇔明日香村石舞台駐車場)を手配し、輸送計画を作成すること。

- ・当日は、発車場所(行き：橿原神宮前駅、近隣臨時駐車場、帰り：明日香村石舞台駐車場)計3か所にそれぞれ1名以上の乗車誘導人員を配置すること。

※明日香村石舞台駐車場のバス乗り入れ可能エリア及び、臨時駐車場の場所については、別途甲が指示する。

- ・飲食出店者(キッチンカーも可)を任意の方法で募集し、地産地消を意識した店舗(奈良県産の飲食物や、奈良県産食材を使用した料理を提供する者)や県内飲食事業者を優先的に選定し、5店舗以上の出店を手配すること。
- ・出店する飲食店舗について、あすか風舞台での販売登録事務手続きを補助すること。
- ・飲食出店者が電源・給排水等を必要とする場合、受託事業者が手配すること。
- ・飲食出店者から購入した飲食物のゴミが会場周辺に散乱することがないように対策し、ゴミの処分をすること。
- ・出演者含む公演関係者、観覧者、飲食物購入者、公園利用者等の動線が交錯しないよう、効果的な区画整理を行うこと。
- ・必要に応じて、消防署や保健所との協議に対応すること。
- ・機材搬入・搬出、キッチンカーの乗り入れの際、芝を傷つけないよう留意すること。
- ・芝の上に飲食店テントやキッチンカーを出店する場合、会場管理者の指示に従い、必要に応じて養生等をすること。

(オ) ボランティアスタッフ対応

- ・ミュージックフェストならのボランティアスタッフの人員を確保し、割り振りが可能なスキームの提案と実施。各公演に必要なボランティアスタッフの想定は、以下の表のとおり。
- ・ボランティアスタッフに向けた業務説明会の開催・業務説明資料の作成。

※なお、ボランティアスタッフ用の首から提げるスタッフ証の作成は不要。

別表

種別	開催日	公演内容	ボランティア人数
A	令和6年5月18日(土) 開演：16時～予定	東大寺公演	4人
B	令和6年5月19日(日) 開演：未定	奈良フィルハーモニー管弦楽団公演	6人
B	令和6年5月26日(日) 開演：未定	奈良県立ジュニアオーケストラ公演	6人
B	令和6年5月31日(金) 開演：未定	関西フィルハーモニー管弦楽団公演	6人
B	令和6年6月1日(土) 開演：未定	Japan National Orchestra 公演	6人
B	令和6年6月2日(日) 開演：未定	読売日本交響楽団公演	6人
A	令和6年5月20日(月) ～31日(金)の平日	まちかどコンサート (5カ所程度)	各3人

	開演：14時～予定	
--	-----------	--

<別表 種別 A の公演について>

- ・ボランティアスタッフ希望者へ、参加の可否や集合案内について連絡調整を行うこと。
- ・現場における当日業務のオリエンテーション、指導、管理。
- ・ボランティア活動状況の記録写真撮影。なお、撮影の可否を確認のうえ実施すること。
- ・ボランティアスタッフへスタッフポロシャツ、業務終了後に謝礼等の配布。
※ボランティアスタッフへの謝礼にかかる費用は甲で負担する。なお、謝礼を配布した証明として、受領確認簿へ自署によるサインをもらうこと。

<別表 種別 B の公演について>

- ・各公演の2ヶ月前までに、ボランティアスタッフ人数と役割について丙と協議し、必要に応じてボランティアスタッフの派遣人数を調整すること。
- ・ボランティアスタッフ希望者へ、参加の可否や集合案内について連絡調整を行い、その情報（氏名、性別、連絡先、集合案内の文面、その他必要な情報）を、各公演の2週間前までに丙へ共有すること。
※当日のボランティアスタッフの管理については、丙が実施するもの。

(カ) その他、上記（ア）～（オ）の運営上必要となる業務（オーケストラ公演(5公演)については、丁が対応。)

- ・出演者現場下見の立会。（出演者から希望がある場合。）
- ・各行政機関への調整、許認可申請書類作成等（会場設営及びイベントの運営にあたり、各行政機関へ調整・届出・許認可申請等を行う必要が生じた場合）、届出。
- ・その他、出演者と会場にかかる必要な調整。
- ・必要に応じて警察等関係機関との調整。
- ・必要に応じて舞台設営等にかかる関連法令手続きに必要な図面等の作成及び申請手続。
- ・社寺を演奏会場とする場合、必要に応じて挨拶や法要をコンサートに組み込む調整。
- ・会場で発生するごみの分別、処分。
- ・会場の来場者数の集計および記録写真の撮影。

⑥ その他当音楽祭を安全かつ効率的に実施する上で必要となる業務

- ・出演者及び来場者が安心かつ安全に参加できるような安全管理計画を策定すること。
また、当該計画においては、障害者の方の来場にも配慮した内容とすること。
- ・会場設営にあたっては、会場が傷まないよう最大限配慮し、措置を講じること。
- ・スタッフ用ポロシャツを50枚製作すること。なお、サイズ、色については甲乙協議の上決定する。
※スタッフ用ポロシャツについては、年度を記載しない等、次年度以降も使用できることを考慮したデザインを用いること。
- ・スタッフ証を作成すること。
- ・イベント保険、ボランティア保険に加入すること。
- ・出演者から公演での演奏曲目等を聴取し、JASRAC への音楽著作権使用料にかかる申請書類の作

成を行うこと。なお、公演実施にかかる JASRAC への音楽著作権使用料は甲で別途負担する。

- ・業務をとりまとめ、事業実施報告書を作成すること。

B：【音楽活動支援】「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」の実施について

⑦プレーヤー・ミートアップ（交流会）の実施

<事業目的>

演奏家やイベント関係者、演奏家を支援したい企業や個人、県庁職員等による交流会を実施。音楽関係者同士の新たな繋がりや、演奏家のニーズを吸い上げて今後の施策に反映するために実施するもの。

- ・ムジークフェストなら Web サイトにて特設ページを作成して広報し、参加者を Web フォームにて事前募集すること。また、参加申込を行う web フォーム内に、甲乙協議の上決定する質問や自由記述欄を設置し、申込者から音楽活動に関するニーズの把握も行うこと。
- ・参加者の取りまとめについては、申込フォーム作成や質問回答やニーズの簡易分析、申込者データ管理、参加者の選定、案内状の発送（またはメール連絡）を実施すること。
※申込時の記載必須事項および参加者の選定方法については、甲と協議のうえ決定すること。
- ・交流会当日、甲は参加者となるため、参加者受付・進行管理を乙にて行うこと。
- ・当日の参加者交流のきっかけとなるように、参加者の名前、属性（演奏家、イベンター、事務局員など）、音楽ジャンル、活動地域、趣味などが一目で分かるように工夫すること。
- ・会場で使用するための、スクリーン、プロジェクター及びPCへの接続ケーブル（HDMI 端子）を手配すること。
- ・以上を踏まえ、効率的な運用を提案すること。

⑧演奏家への練習場所の提供

<事業目的>

県有施設の空き状況を有効活用し、演奏家へ演奏練習場所を無償提供する。
県内の音楽活動の活性化を目指すもの。

- ・日時：予約受付期間は、4月初旬（予定）～9月29日（日）
施設貸し出しは、6月初旬（予定）～12月22日（日）
- ・場所：候補となる県有施設4カ所
（ア）奈良県コンベンションセンター 天平ホール
（イ）奈良公園バスターミナル レクチャーホール
（ウ）なら歴史芸術文化村 ホール
（エ）奈良県橿原文化会館 小ホール
- ・利用希望者から「演奏の練習場所」の利用申込を受け付け、貸し出し可能な県有施設をマッチング後、施設管理者と利用申込者への連絡調整を行い、施設管理者へ使用料を支払うこと。

<利用できる者>

- ・奈良県在住または奈良県で活動する演奏者など（プロ、アマ不問）。

<利用できる活動内容（想定）>

- ・弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、和楽器、電子楽器、民俗楽器、声楽を主とした演奏練習
- ※疑義が生じる場合は、甲乙にて協議の上個別判断とする。

<予算上限額及び費用負担について>

- ・使用料の予算上限額 9,000 千円（税込）を委託料に含め、乙にて使用料を支払うこと。
※使用料とは、甲が指定する「施設使用料」「備品使用料」「付帯設備使用料」「舞台技術者人件費」を合わせた額とする。
- ・施設貸し出し期間の 12 月 22 日（日）まで、可能な限り貸し出しが万遍なく継続できるよう、予算配分に配慮すること。
- ・施設貸し出し期間を終えて、使用料支払い総額が 9,000 千円（税込）に満たない場合、その差額については委託料を減額して支払うもの。
※万が一、使用料支払総額が予算上限 9,000 千円（税込）を超えた場合、超えた額については乙にて負担するもの。
- ・“利用申込状況”を甲と随時共有できるようにし、“施設使用実績”・“施設使用料の領収証の一覧”を 2 ヶ月毎に甲へ報告すること。

<利用申込者への対応について>

- ・各施設の利用希望日、時間帯の申込を受け付ける申込フォームを作成すること。
- ・「本事業にて無償で利用できる施設、備品、付帯設備」と「利用には別途有償となる備品、付帯設備の一例」について、施設毎に、利用申込者に分かりやすく表示すること。
※「本事業にて無償で利用できる施設、備品、付帯設備」については、別途、甲より指示するもの。
- ・利用申込については、初回利用時のみ利用者登録をさせ、登録事項については甲乙協議のうえ決定すること。
- ・利用者登録及び利用申込時において、「演奏練習に使用することに間違いはないか」「事業目的から逸脱した使用や無断キャンセル等の場合は、以後の利用申込の停止や、悪質な場合は施設使用料やキャンセル料を利用者に請求する場合もある」旨を周知すること。
- ・利用申込の最小単位は、「午前」「午後」「夜間」とすること。
- ・利用申込者への貸し出しの可否決定については、利用希望日の 1.5 ヶ月以上前に利用申込者へ通知ができるよう、利用申込締め切り日等を設定すること。
- ・使用日の 1 ヶ月前までに、利用者自身が以下について、利用施設と打合せが必要であることを周知すること。
 - 利用施設と使用用途について電話で打合せを行うこと。
 - 使用用途によっては、現地での事前打合せが必要な場合があること。
 - 施設備品及び付帯設備の利用を希望する場合は、事前の申し込みが必要であること。
 - 大型の楽器や機材等の持込が有る場合、搬入路の打合せや使用の可否について事前の確認が必要であること。

<利用者申込と施設の空き状況のマッチングの考え方について>

- ・本事業の利用を通じて、多くの演奏者に、音楽練習場所としての県有施設利用を体験していただき、また、県の音楽活動支援についても知っていただく機会とするため、新規利用者などの利用回数が少ない方を優先してマッチングを行う。
- ・奈良県民の利用を優先する。
- ・上記の考え方でマッチングを絞りきれない場合、利用者の利用回数の偏りに留意しつつ、ランダム抽選を行う。

<施設管理者への対応について>

- ・各県有施設の利用規則に則り、利用予約及び施設使用料を支払うこと。
- ・施設管理者に、実際の利用者の「代表者指名」、「連絡先」、「施設の使用用途」、「電話が繋がりやすい曜日や時間帯の情報」を連携すること。
- ・施設備品や付帯設備の利用等がある場合、利用者より直接施設管理者宛てに問合せや申し込みがあること及び、本事業の対象外となる備品や付帯設備利用については、施設管理者から利用者に直接請求することを周知すること。
- ・利用者から事前申請された使用用途と、実際の使用に相違がないか、施設管理者より情報収集を行いサンプリングすること。
- ・利用者がキャンセルをした場合、各施設のキャンセルポリシーに応じた料金を支払うこと。
- ・以上を踏まえ、可能な限り多くの演奏家が利用できるよう、効率的な運用を提案すること。

(4) 委託料上限額

29,100千円（消費税及び地方消費税込）以内

※上記に含むもの

- ・(3)B⑧「演奏家への練習場所の提供」における、施設使用料の予算上限額9,000千円

※上記に含まれないもの

- ・甲が選定した出演者に対する出演料
- ・(3)A「【音楽祭】「ムジークフェストなら2024」の開催について」に係る各会場の会場使用料及び付帯設備使用料
- ・ボランティアスタッフに対する謝礼費用
- ・JASRACへの音楽著作権使用料

(5) 支払方法

令和6年3月31日時点における出来高相当分について、受託者は令和6年3月31日以降速やかに甲あて実施報告を行い、甲は完了検査後に4,100千円を支払限度額上限として代金を支払う。

令和6年4月1日以降分については、全業務の履行終了後、一括で支払う。ただし、履行期間中の概算払いを可能とする。

※甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができるものとする。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和6年12月31日（日）まで。

(7) 打ち合わせ

本業務を履行するにあたり、必要に応じて協議を実施すること。

2 手続き等

(1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

- ・住所 〒630-8501 奈良市登大路町 30（奈良県 文化・教育・くらし創造部 文化振興課内）
ムジークフェストなら実行委員会事務局
- ・電話番号 0742-27-8917
- ・FAX 番号 0742-27-8481
- ・電子メール bunka-naraken@mahoroba.ne.jp

(2) 委託業務仕様書の配布

- ・配布期間 令和6年1月5日（金）まで
- ・配布場所・方法 奈良県文化振興課で交付または奈良県文化振興課ホームページから入手

(3) 参加意向申出書等の提出

- ・提出期限 令和6年1月11日（木）17時まで【必着】
- ・提出先 2（1）に示す事務局
- ・提出物 ①参加意向申出書（様式1-1）
②事業者概要書（様式1-2）
③同種又は類似業務受注実績（様式1-3）
※同種業務：地方公共団体等が主催する文化芸術に関するイベントの開催業務
※類似業務：地方公共団体等が主催する文化芸術以外に関するイベントの開催業務
※2018年4月1日以降に受託し、履行した実績の契約書の写しを必ず添付すること。
- ・提出方法 持参又は郵送又は電子メール
※郵送、電子メールの場合は、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。
- ・参加資格の通知 令和6年1月12日（金）（予定）

(4) 企画提案書等の提出

- ・提出期限 令和6年1月16日（火）17時まで【必着】
- ・提出先 2（1）に示す事務局
- ・提出方法 持参又は郵送
ただし、別途、PDF データ（提案者名を記載していないもの）を2（1）に示す事務局宛に電子メールで提出すること。
※郵送の場合は書留郵便に限る。また、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。
- ・提出物 企画提案書 10部
※企画提案書に提案者を判別できるような用紙の使用や記載（個人名、具体的な社名やロゴマーク等）は行わないこと。ただし、1部のみは、企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。なお、A3用紙を片面印刷で使用し、10枚以内とする。

- ・企画提案書には次のことを記載すること。なお、ムジークフェストなら 2024 事業計画(<http://www.pref.nara.jp/51513.htm>) の内容を理解したうえで作成すること。

①実施方針について

- ・ムジークフェストならの趣旨・目的を踏まえ、これに沿って業務を推進する上での考え方を、実施方針として記載すること。

②企画について

1)社寺公演関係

- ・東大寺大仏殿で実施の社寺公演の企画（令和6年5月18日（土）予定）について、その企画内容（出演者、演奏スケジュール等）を簡潔に記載すること。

2)まちかどコンサート関係

- ・会場候補地、出演者等を簡潔に記載すること。

3)プレーヤー・ミートアップ（交流会）の開催について

- ・会場候補案、会場レイアウト、プログラムや仕立ての企画内容について、簡潔に記載すること。

③運営について

1)実施体制図

- ・業務を受託するにあたっての管理運営・事業実施体制を記載すること。また、配属するスタッフについて、同種の業務の経験年数についても記載すること。
- ・業務を推進するにあたって、甲・乙・丙・丁が連携するための手法について記載すること。

2)実施スケジュール

- ・開催期間に対応できる電話受付窓口の設置や、直感的に公演情報などを検索しやすい公式 Web サイトデザイン、ボランティアの募集や割り当て等について具体性・実現性のある手法を提案し、業務実施に必要なスケジュールを記載すること。

3)社寺公演の展開イメージ

- ・公演鑑賞エリアと一般拝観者の動線確保を考慮した誘導人員のレイアウトや、外国人観光者への対応を見据えた多言語サインの作成と誘導手法について展開イメージを記載すること。

4)あおぞら吹奏楽での音楽ステージと、飲食店舗の展開イメージ

- ・来場手段の確保や、飲食出店により公演観覧の快適性が損なわれないような運用手法について記載すること。

5)プレーヤー・ミートアップの実施の展開イメージ

- ・参加者の募集や意見収集の効率的な方法を記載すること。また、当日の参加者交流のきっかけとなるように、参加者の情報が一目で分かるような工夫について記載すること。

6) 演奏家への練習場所の提供の展開イメージ

- ・施設利用を希望する者にとって、理解しやすい申込受付フォームの展開イメージを示すこと。
- ・利用申込の受付、県有施設の空き状況とのマッチング、利用決定についての通知、使用料の支払いまでの一連の業務について、効率的に実施する手法について記載すること。

④概算事業費

- ・企画・運営の必要項目ごとに各々単価・数量を記載し、全体経費を積算すること。

(5) 質問の受付

質問の受付は次のとおりとする。

- ・受付期間 令和5年12月28日(木)12時まで
- ・提出方法 質問票(様式2)に質問事項を記載の上、電子メールにて送付すること。電話など口頭による質問は受け付けない。
※電話にて送付した旨を連絡すること。
- ・提出先 2(1)に示す事務局
- ・回答方法 令和6年1月5日(金)までに奈良県文化振興課ホームページに公表する。個別には回答しないものとする。
※質問者名は掲載しない。

3 受託者の選定

(1) 企画提案書の評価

- ・企画提案書等は「令和6年度ムジークフェストなら企画・運營業務受託者選定審査会(以下「選定審査会」という。)」において審査を行い、各選定審査会委員の評価の合計点を集計したものを提案者の総得点とする。総得点が満点の6割以上のうえ、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。
- ・提案者が1者の場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、全ての審査項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合には当該提案者を契約の相手方として選定する。
- ・提出のあった企画提案書等については、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、令和6年1月19日(金)に行う予定。時間等の詳細は、後日対象者に通知する(1月17日(水)の予定)。
- ・プレゼンテーション審査は非公開で行う。
- ・選考結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する。

(2) 契約について

- ①プレゼンテーション審査を経て選定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、プレゼンテーション審査で次

点の者と契約締結の協議を行う。

②参加意向申出書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

③契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところに準ずる。④選定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、選定された者と契約を締結しないものとする。

また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

- 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、甲が甲との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（3）その他

採択された提案は、契約の相手方を選定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて甲等との協議のもと、業務にあたるものとする。

4 その他

（1）提出された企画提案書等は返却しない。

なお、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。

（2）提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。

（3）選考結果として企画提案書等を提出した者の名称及び審査結果概要等の情報公開を行う場合があること並びに県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があることに留意すること。

（4）選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

- (5) 募集及び契約については、甲の都合により中止することがある。
- (6) 本業務の詳細事項及び進め方等については、ムジークフェストなら実行委員会の指示に従うこと。
- (7) 履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以上